

「いじめ」根絶をめざして

かてい ちいき がっこう て
～家庭、地域、学校が手をたずさえて～

I 「いじめ」は
とうじしゃ もんだい
当事者だけの問題
ではありません

P2

あらため
II 改めて「いじめ」
かんが
について考えてみ
ましょう。

P2

III どのようないじ
めがお
めが起こっている
のでしょうか？

P3

V 「いじめ」に気づ
きたらどうすればい
いのでしょうか？

P5

IV 子どもはどんな
サインを出すので
しょうか？

P4

VI どうすれば「いじ
め」をなくせるので
しょうか？

P6

そうだん
VII どこに相談すれ
ばいいのでしょ
うか？

P6



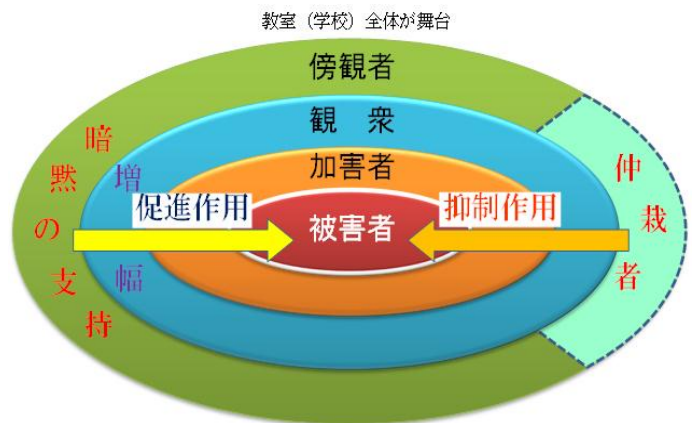
いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも」起こりうる、子どもたちにとって最も身近で深刻な人権侵害です。

私たち大人が毅然とした態度で問題に取り組み、子どもたちとの信頼関係を築くこと、そして「いじめ」に苦しむ心情を自分のこととして重く受け止めることが大切です。

いじめ根絶をめざして家庭、地域、学校が手を携えて、だれもが、安心して、豊かに生活できる「学校」、「まち」づくりを進めていきましょう。

I 「いじめ」は当事者だけの問題ではありません。

「いじめ」は被害者と加害者という関係だけで起こるわけではありません。周りでこれをはやし立てる「観衆」と、みて見ぬふりをする「傍観者」とを含めて、4層構造の複雑に絡み合った「学級（学校）集団の在り方」の中で起こっているのです。



いじめの4層構造モデル

(大阪市立大学教授 森田洋司氏による：1985)

- ◆ 「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもも、いじめを結果として助長していることがあります。[促進作用]
- ◆ 「いじめ側」（加害者）と「いじめられる側」（被害者）は立場が逆転することもあります。
- ◆ 「傍観者」が「仲裁者」となれるような指導が大切です。[抑制作用]

II 改めて「いじめ」について考えてみましょう。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※ 「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義

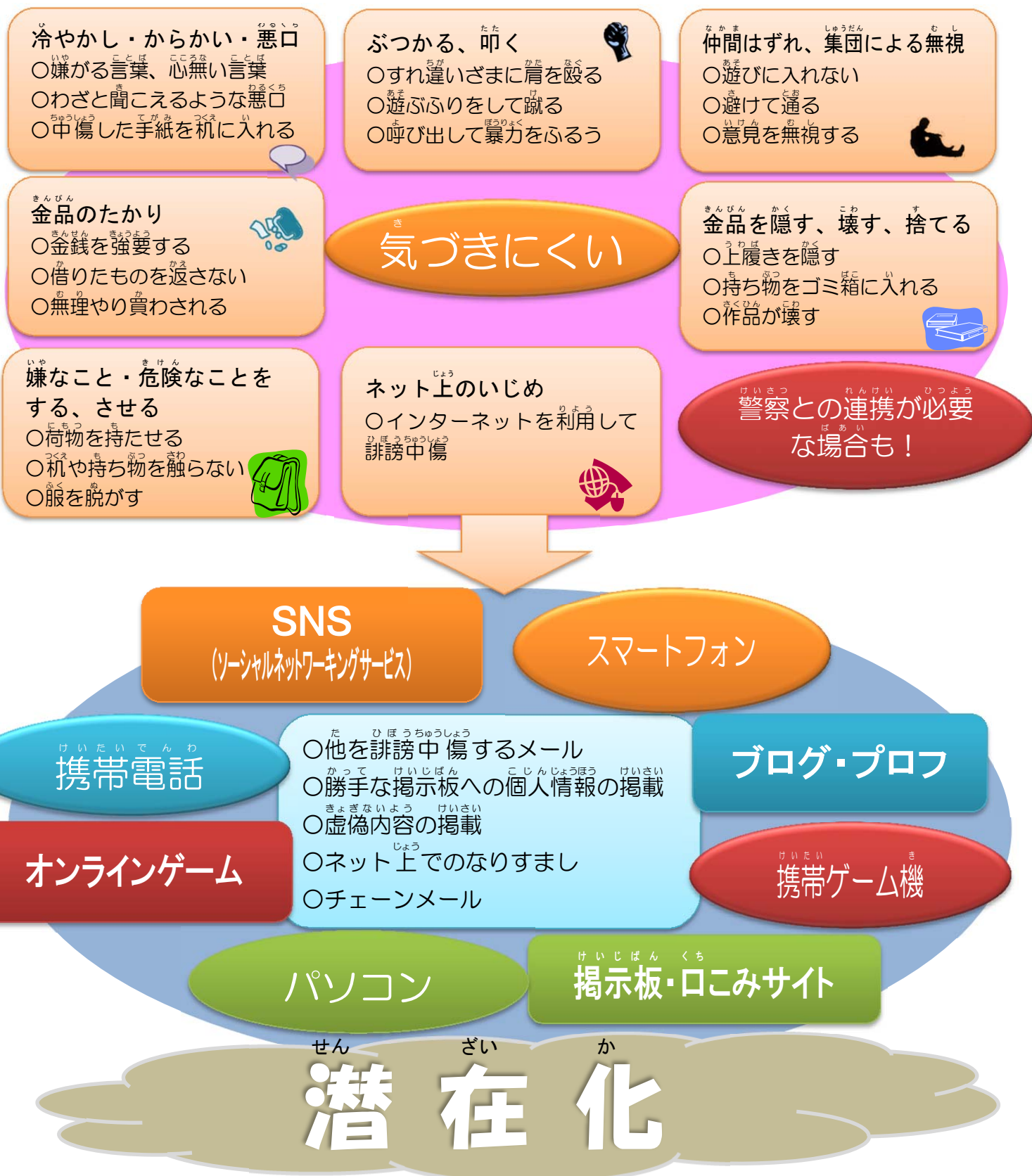


Ⅲ どのようないじめが起こっているのでしょうか？

「からかい・悪口」、「軽くぶつかる、叩く」、「仲間はずれ、無視」など、大人が気がつきにくい「いじめ」が全体の約8割を占めています。

また、「ネット上のいじめ」については、件数及び構成比は減少していますが、潜在化している可能性もあり、注意が必要です。

(本市平成23年度問題行動調査から)



IV 子どもはどんなサインを出すのでしょうか？

子どもの小さな変化チェックリスト



早く気づいて
早く対応する
ことが大切です！！

■ いじめられている子どもの変化

子どもの様子	✓
朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる	
元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく	
口数が少なくなる、学校や友達の話 avoid 避けるようになる	
外に出たがらない、部屋に閉じこもる	
ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている	
学習意欲が低下する	
「クラスをかわりたい」、「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす	
おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる	
急に甘えてきたり、はしゃいだりする	
友だち関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる	
服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）	
あざや、かすり傷がある（聞くと「転んだ」などと説明する等）	
持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる	
お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる	
見た覚えのない品物をもっている、大切にしていたものがなくなる	
刃物などを持ち歩くようになった	
「自分はダメだ」「死にたい」など話すことがある	
携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない	
携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、不安な顔をする	

■ いじめている子どもの変化

子どもの様子	✓
暴力的な言動が自立つ	
金銭の使い方が派手になる	
時間にルーズになる	
普段もっていないものをもっている	
友だちを中傷する言動が自立つ	

当事者同士以外でも、いじめを見ている側の子どもたちの何気ない会話など、「いじめ」を発見するための情報は私たちのまわりには、たくさんあります。「あれ？」「おかしい」と感じたらまず学校や相談機関に相談しましょう。



V いじめに気づいたらどうすればいいのでしょうか

いじめに気がついたら大人が積極的に関わりましょう。子どもたちの気持ちに寄り添った素早い対応が大切です。

- ◆ 変化に気づいたら、子どもの話を聞きましょう。
- ◆ 心の痛みを十分に聞きましょう
 - ※ 初めから励ましたり、簡単に否定したりしない。
- ◆ 絶対にあなたを守るという姿勢を伝えましょう。
- ◆ どう解決していこうかを一緒に考えましょう。
- ◆ 小さな変化でも学校に伝え、連携しましょう。
 - ※ スクールカウンセラーや相談機関等にも相談できます。
- ◆ 犯罪性が感じられるときは警察等の関係機関に相談しましょう。
- ◆ 学校と協力して子どもたちの様子を見守りましょう。



■ いじめている子ども

- ◆ 毅然とした態度で接しましょう。
- ◆ 相手にどんな思いをさせているのかを気づかせましょう。
 - ※ 「謝罪すれば」では、根本の解決にはなりません。
- ◆ 本人の悩みやいらいらなどにも目を向けましょう。
- ◆ 不安定な状態を取り除けるように一緒に考えましょう。
- ◆ 学校に伝え、連携しましょう。
- ◆ 学校と協力して子どもたちの様子を見守りましょう。



■ いじめを知っている子ども

- ◆ 勇気をもって話してくれたことをまず認めましょう。
- ◆ いじめられることがどれほど苦痛でつらいことかに気づかせましょう。
- ◆ 「面白がる」「止めない」「見て見ぬふりをする」ことも「いじめ」につながっていることに気づかせましょう。
- ◆ どうすればよかったのか、これからどうすればよいのかを一緒に考えましょう。

「子どもの様子が変だ」「いじめの話」を子どもから聞いた」等気になることがあったらすぐに、ご相談を！

Ⅵ どうすれば「いじめ」をなくせるのでしょうか？

安心して、自己肯定感や充実感を感じられる、そのような子どもの居場所をつくるのが「いじめ」の未然防止につながります。

■家庭での取組

- ◆ 一緒に会話したり、食事をしたりする機会をつくりましょう。
- ◆ 子どもの話を最後までじっくり聞くことを大切にしましょう。
- ◆ 子どもの趣味や関心のあることを話題にしましょう。
- ◆ 一緒に活動する時間をつくりましょう。
- ◆ 子どもの役割をつくり、誉めることで自己有用感を育みましょう。
- ◆ 「早寝早起き」「あいさつ」など基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- ◆ 約束やルールの意味、それを守ることの大切さを一緒に考えましょう。
- ◆ 家庭での約束事を一緒に考えて決めましょう。
- ◆ 子どもの個性や特性を認め、自分に自信がもてるように接しましょう。
- ◆ 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認しましょう。



Ⅶ どこに相談すればいいのでしょうか

いじめにあたり、いじめを見かけたり、いじめの情報を耳にしたら、悩むことなく学校に相談してください。学校以外にも相談窓口があります。



相談機関	電話番号
一般教育相談（横浜市教育総合相談センター）	045-671-3726～8
いじめ110番（横浜市教育総合相談センター）	0120-671-388（365日24時間）
横浜市青少年相談センター	045-260-6615
電話児童相談室	045-260-4152
中央児童相談所（神奈川区・鶴見区・中区・西区・南区にお住まいの方）	045-260-6510
西部児童相談所（旭区・泉区・瀬谷区・保土ヶ谷区にお住まいの方）	045-331-5471
南部児童相談所（磯子区・金沢区・港南区・栄区・戸塚区にお住まいの方）	045-831-4735
北部児童相談所（青葉区・港北区・都筑区・緑区にお住まいの方）	045-948-2441
子どもの人権110番	0120-007-110
横浜いのちの電話	045-335-4343（365日24時間）

平成25年7月
横浜市教育委員会事務局
人権教育・児童生徒課